一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県飯山市大字旭字大平一二〇九のへ、一二一七のロ、一二一七のハ
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県大町市・下伊那郡根羽村（以上一市一村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　根羽村（次の図に示す部分に限る。）

○国土交通省告示第千二十八号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十三年九月二十八日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十三日

国土交通大臣　前田　武志

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
上毛電気鉄道株式会社	上毛線	上毛線第６号
上信電鉄株式会社	上信線	白髭踏切
いすみ鉄道株式会社	いすみ線	陣馬
関東鉄道株式会社	常総線	山口４
近江鉄道株式会社	本線	猿木北
島原鉄道株式会社	島原鉄道線	第64号

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに大町市役所及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県中野市大字永江字斑山八一五六の三、八一五六の三九、八一五六の六八一、八一五七の一から八一五七の四まで、八一五七の七
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　松の木谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第九百三十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

三重県津市美杉町八知

字たし路	一〇九二番	一号
	一〇九一番	二号
	一一〇四番二	三号
	一〇九三番	八号
字庄司ヶ久保	一二三四番二	四号及び五号
	一二三五番	六号及び七号
	一二四五番二	九号
字上廣口	一〇四六番	十号
	一〇四七番	十一号

　ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十五号を昭和五十八年建設省告示第九百三十五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県津市美杉町八知

字上廣口	一〇五三番一	十二号及び十三号
	一〇四八番	十四号及び十五号

　ハ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十六号と十八号を昭和五十八年建設省告示第九百三十五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県津市美杉町八知

字たし路	一〇六二番	十六号
	一〇六二番一	十七号
	一〇六二番二	十八号

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　湯谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県南砺市才川七

字耳山	一九番二	一号
	一六番	二号
	一六番二	三号
	二七番	四号
字上田	八六九四番	五号
	八六九三番	六号
	八六九一番	七号
	八六八六番	八号
	八六七九番	九号
	八六四九番	十号
	八六四六番	十一号
字耳山	一三番一	十二号
	一〇番四	十三号

○国土交通省告示第千三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十三日

国土交通大臣　前田　武志